

業務規程

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 取引参加者の資格の審査
- 第 3 章 取引参加者の考査
- 第 4 章 有価証券の売買等の審査
- 第 5 章 取引参加者に対する処分その他の措置の内容の決定
- 第 6 章 金融商品等の新規上場等に係る審査
- 第 7 章 上場有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示に関する審査等
 - 第 1 節 上場有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示に関する審査
 - 第 2 節 上場有価証券の発行者に対する処分その他の措置の内容の決定
- 第 8 章 金融商品等の上場廃止等に係る審査
- 第 9 章 雑則

付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 39 条第 1 項の規定に基づき、東京証券取引所自主規制法人（以下「当法人」という。）が委託金融商品取引所から委託を受けて行う自主規制業務の実施に関し、必要な事項を定める。

(用語)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託金融商品取引所 株式会社東京証券取引所及び株式会社 TOKYO AIM 取引所をいう。
 - (2) 金融商品等 金融商品又はオプションをいう。
 - (3) 取引参加者 委託金融商品取引所の取引参加者をいう。
 - (4) 上場有価証券 委託金融商品取引所の市場に上場する有価証券をいう。
 - (5) 有価証券の売買等 有価証券の売買及び市場デリバティブ取引をいう。
 - (6) 新規上場等 金融商品等の新規上場（特定市場デリバティブ取引（市場デリバティブ取引のうち委託金融商品取引所の業務規程その他の規則において当該市場デリバティブ取引の対象となる金融商品等の銘柄が特定されているものをいう。以下同じ。）のための金融商品等の新規上場を除く。）、上場有価証券の上場市場の変更、上場有価証券の市場第一部銘柄への指定及び上場有価証券の不適当な合併等に係る猶予期間からの解除をいう。
 - (7) 考査 第 3 章に定める取引参加者に対する検査をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この規程において使用する用語の意義については、この規程に別段の定めがある場合を除き、法令又は委託金融商品取引所の業務規程その他の規則に定めるところによる。

一部改正〔平成 21 年 6 月 1 日〕

(当法人が行う自主規制業務等)

第 3 条 当法人は、委託金融商品取引所の委託を受けて、次の各号に掲げる自主規制業務を行う。

- (1) 取引参加者の資格の審査
- (2) 取引参加者の考査
- (3) 有価証券の売買等の審査
- (4) 取引参加者に対する処分その他の措置の内容の決定
- (5) 金融商品等の新規上場等に係る審査
- (6) 金融商品等の上場廃止（特定市場デリバティブ取引のための金融商品等の上場廃止を除く。）に係る審査
- (7) 上場有価証券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えに係る審査
- (8) 上場有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示に関する審査及び上場有価証券の発行者に対する処分その他の措置の内容の決定

- (9) 前各号に掲げる業務の遂行に関する委託金融商品取引所の規則（金融商品等の上場及び上場廃止に関する基準並びに取引参加者の資格の付与に関する基準を除く。）の作成、変更又は廃止
- (10) 第 1 号から第 8 号までに掲げる業務の遂行に関する委託金融商品取引所の定款の変更（金融商品等の上場及び上場廃止に関する基準並びに取引参加者の資格の付与に関する基準に関する定款の変更を除く。）に係る委託金融商品取引所の株主総会の議案の概要の作成
（自主規制業務実施の基本方針）

第 4 条 当法人は、法令、定款及び委託金融商品取引所の業務規程その他の規則によるほか、この規程に従い、公正、中立の立場で、厳正かつ適正に自主規制業務を実施するものとする。

（委託契約）

第 5 条 当法人は、自主規制業務を行うにあたり、委託金融商品取引所との間で委託契約を締結する。

2 委託契約においては、次の各号に掲げる事項その他当法人の自主規制業務の適正な実施を確保するために必要な事項を定めるものとする。

- (1) 委託する自主規制業務の内容
- (2) 自主規制業務の実施のために必要な記録及び資料の提供
- (3) 秘密保持義務
- (4) 業務委託手数料の算出の方法
- (5) 委託契約の終了の事由

（再委託の禁止）

第 6 条 当法人は、委託金融商品取引所から委託を受けた自主規制業務について、他の者に一切委託しない。

（秘密保持義務）

第 7 条 当法人は、自主規制業務に関して知り得た情報を当該自主規制業務の用に供する目的以外のために利用しない。

第 2 章 取引参加者の資格の審査

（取引資格の取得の承認に係る審査）

第 8 条 当法人は、委託金融商品取引所の取引資格を取得しようとする者（以下「取引資格取得申請者」という。）が、委託金融商品取引所に対して取引資格の取得の申請を行った場合、委託金融商品取引所が定める基準に基づき審査を行う。

2 当法人は、前項の審査のために必要があると認める場合は、取引資格取得申請者に対し、当該取引資格取得申請者の業務若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当法人の職員をして、当該取引資格取得申請者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させるものとする。

3 当法人は、第 1 項の審査の結果を決定した場合には、遅滞なく、その旨を委託金融商品取引所に通知する。

（取引参加者の合併等の承認に係る審査）

第 9 条 当法人は、取引参加者が、委託金融商品取引所に対して、合併、分割による事業（登録金融機関にあっては、登録金融機関業務をいう。以下この項において同じ。）の一部の他の会社への承継、分割による事業の全部若しくは一部の他の会社からの承継、事業の一部の譲渡又は事業の全部若しくは一部の譲受けに関し、その承認を受けるための申請を行った場合、委託金融商品取引所が定める基準に基づき審査を行う。

2 前条第 2 項の規定は、前項の審査に準用する。

3 当法人は、第 1 項の審査において、同項に規定する取引参加者の行為が委託金融商品取引所の市場の運営にかんがみて適当でないとき認められるときは、当該取引参加者を審問のうえ、委託金融商品取引所が当該行為について承認を行うことが適当でない旨の決定を行う。この場合において、当該取引参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって、審問に代えることができる。

4 当法人は、取引参加者が正当な理由がないにもかかわらず前項の審問に応じない場合には、審問を行わずに同項の決定を行うことができる。

5 当法人は、第 1 項の審査の結果を決定した場合には、遅滞なく、その旨を委託金融商品取引所に通知する。

6 第 3 項の決定に基づき、委託金融商品取引所が第 1 項に規定する行為について承認を与えない場

合において、取引参加者が委託金融商品取引所に対して異議の申立てを行ったときは、当法人は、遅滞なく、理事会を開催する。

7 前項の理事会において、第 3 項の決定を変更し、又は取り消すことが適当であると認められるときは、直ちにこれを変更し、又は取り消すものとする。

8 当法人は、前項の変更又は取り消しを行った場合には、直ちに、その旨を委託金融商品取引所に通知する。

第 3 章 取引参加者の考査

(取引参加者の考査の目的)

第10条 当法人は、当法人が定めるところにより、考査を行い、その結果に基づき取引参加者に対する措置を行う。

2 前項の考査は、取引参加者の法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは委託金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分又は取引の信義則(以下「法令等」という。)の遵守の状況及び業務又は財産の状況を調査し、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、もって取引参加者の信用と協力を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。

(注意の喚起等)

第11条 当法人は、考査の結果、取引参加者の行為が法令等に違反している又は違反しているおそれがあると認める場合において必要があると認めるときは、第20条第 1 項に規定する処分が行われるときを除き、当該取引参加者に対し、注意を喚起する。

2 当法人は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。

(要請等)

第12条 当法人は、考査の結果、取引参加者の業務又は財産の状況が、法令等に違反する行為が発生することとなるおそれのある状態であると認める場合には、第22条第 1 項に規定する勧告が行われるときを除き、当該取引参加者に対し、当該状態を改善するための所要の措置を講ずることを要請する。

2 当法人は、前項の規定による要請を行った場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。

第 4 章 有価証券の売買等の審査

(有価証券の売買等の審査の目的)

第13条 当法人が行う有価証券の売買等の審査は、委託金融商品取引所の市場における有価証券の売買等に関し、法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは委託金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に背反する行為(以下「違反行為」という。)及び違反行為に該当するおそれのある行為を発見し、あわせて、これらの行為に関与した取引参加者等に対し必要な措置を講じ、もって違反行為及び違反行為に該当するおそれのある行為の防止を図るとともに、委託金融商品取引所及び取引参加者等の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的として行う。

(審査対象取引)

第14条 当法人は、次の各号に掲げる有価証券の売買等について審査を行うものとする。

- (1) 値段又は取引高の変動の状況が不自然な銘柄又は限月取引の取引
- (2) 上場有価証券の発行者に係る金融商品取引法第166条第 1 項に規定する業務等に関する重要事実及び上場有価証券に係る同法第167条第 3 項に規定する公開買付け等事実(以下「重要事実等」という。)が公表された銘柄の売買等
- (3) その他当法人が審査の必要があると認めた有価証券の売買等

(審査項目)

第15条 前条各号に掲げる有価証券の売買等の審査は、次の各号に掲げる項目その他の項目のうち必要なものについて行うものとする。

- (1) 値段及び取引高の変動の状況
- (2) 取引参加者による売付け又は買付けの状況
- (3) 委託者に関する事項及び当該委託者による売付け又は買付けの委託の状況

- (4) 重要事実等の内容及びその公表に関する事項
- (5) 上場有価証券の発行者の幹事である取引参加者の売買等の状況
(審査のための資料等の請求)

第16条 当法人は、第14条各号に掲げる有価証券の売買等について審査を行うため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、帳簿、書類その他の物件の提示若しくは閲覧、資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成等を求めるものとする。

2 当法人は、上場有価証券の発行者に対し、有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認められた場合には、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行うものとし、第14条各号に掲げる有価証券の売買等の審査を行うため必要があると認められた場合には、当該審査のために必要があると認める資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成を求めるものとする。

(取引参加者に対する注意の喚起等)

第17条 当法人は、有価証券の売買等の審査の結果、取引参加者の行為が違反行為又は違反行為に該当するおそれのある行為であると認められた場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、注意の喚起を行うものとする。

2 当法人は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。

(上場有価証券の発行者に対する注意の喚起等)

第18条 当法人は、有価証券の売買等の審査の結果、上場有価証券の発行者の行為が法令に違反する行為若しくは法令に違反する行為に該当するおそれのある行為であると認めるとき又は会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制が十分でないとして認められた場合において必要があると認めるときは、当該上場有価証券の発行者に対し、注意の喚起を行うものとする。

2 当法人は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認めるときは、当該上場有価証券の発行者に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。

(売買監理銘柄)

第19条 当法人は、特定の銘柄の株券の発行者の発行する株券等を相当数買い集めている者により当該株券等につき大量保有報告書が提出されている場合（当該買い集めている者により既に株券等保有割合が100分の5以下となった旨の変更報告書が提出されている場合を除く。）において、当該銘柄の株券等について価格の変動その他売買状況等に著しい異常があると認めるときは、委託金融商品取引所がその銘柄を売買監理銘柄に指定することが適当である旨を決定する。

2 当法人は、売買監理銘柄について、当法人が定めるところにより、取引参加者に対して売買内容等の報告を求めるものとする。

3 当法人は、当法人が定める場合には、委託金融商品取引所が売買監理銘柄の指定を解除することが適当である旨を決定する。

4 当法人は、第1項又は前項の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を委託金融商品取引所に通知する。

第5章 取引参加者に対する処分その他の措置の内容の決定

(取引参加者に対する処分の内容の決定)

第20条 当法人は、取引参加者が、取引参加者に対する処分の対象となる事項として委託金融商品取引所が定める事項に該当することとなったと当法人が認める場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者を審問のうえ、委託金融商品取引所が行うべき処分の内容を決定する。

2 当法人は、前項の規定により処分の内容を決定した場合又は処分を行わないことを決定した場合において必要があると認めるときは、委託金融商品取引所が当該取引参加者に対して、委託金融商品取引所が定める報告を求めることが適当である旨を決定する。

3 当法人は、第1項の決定又は第11条若しくは第17条の規定による注意の喚起を行うかどうかについては、当該取引参加者の役員又は従業員の故意又は過失の有無及びその程度その他の事情を総合的に勘案して判断する。

4 当法人は、第1項又は第2項の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を委託金融商品取引所に通知する。

(取引参加者に対する処置の内容の決定等)

第21条 当法人は、取引参加者が、取引参加者に対する処置の対象となる事項として委託金融商品取引所が定める事項に該当することとなったと当法人が認める場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者を審問のうえ、委託金融商品取引所が行うべき処置の内容を決定する。

2 当法人は、取引参加者が、委託金融商品取引所に対して、委託金融商品取引所が定めるところにより有価証券の売買等の停止等の処置の解除の申請を行った場合、委託金融商品取引所がその承認を行うことが適当かどうかを決定する。

3 当法人は、取引参加者が、期間を定めない有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受け、当該処置を受けた日から1年以内に、前項に規定する承認を受けられない場合において必要があると認めるときは、理事会の決議により、委託金融商品取引所が当該取引参加者の取引資格を取り消すべきであることを決定する。

4 当法人は、前3項の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を委託金融商品取引所に通知する。
（取引参加者に対する勧告の決定）

第22条 当法人は、取引参加者の業務又は財産の状況が、委託金融商品取引所の市場の運営にかんがみて適当でないと認める場合には、委託金融商品取引所が当該取引参加者に対して適切な措置の勧告を行うことが適当である旨を決定する。

2 当法人は、前項の決定を行った場合において必要があると認めるときは、委託金融商品取引所が当該取引参加者に対して委託金融商品取引所が定める報告を求めることが適当である旨を決定する。

3 当法人は、第1項の決定又は第12条の規定による要請を行うかどうかについては、当該取引参加者の社内管理体制の状況その他の事情を総合的に勘案して判断する。

4 当法人は、第1項又は第2項の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を委託金融商品取引所に通知する。

（取引参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係の変更請求の決定）

第23条 当法人は、取引参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係が、委託金融商品取引所の市場の運営にかんがみて適当でないと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、委託金融商品取引所がその変更の請求を行うことが適当であるかどうかを決定する。

2 当法人は、前項の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を委託金融商品取引所に通知する。
（取引参加者に対する調査）

第24条 第8条第2項の規定は、第20条第1項及び第2項、第21条第1項から第3項まで、第22条第1項及び第2項並びに前条第1項の決定並びに当法人が、取引参加者に対して、委託金融商品取引所の市場における有価証券の売買等の公正の確保のために必要があると認めて行う調査について準用する。

（異議の申立て等）

第25条 第9条第3項後段及び第4項の規定は、第20条第1項、第21条第1項及び第23条第1項の審問について、第9条第6項から第8項までの規定は、第20条第1項及び第2項、第21条第1項から第3項まで並びに第23条第1項の決定について、それぞれ準用する。

第6章 金融商品等の新規上場等に係る審査

（金融商品等の新規上場等に係る審査）

第26条 当法人は、委託金融商品取引所から審査の委託を受けた金融商品等が、委託金融商品取引所が定める新規上場等に関する基準に適合するかどうかの審査を行う。

2 当法人は、委託金融商品取引所の市場に新規上場等を申請した者に対し、前項の審査のために必要があると認める帳簿、書類その他の物件の提示若しくは閲覧、資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成等を求めるものとする。

3 当法人は、第1項の審査の結果を決定した場合には、遅滞なく、その旨を委託金融商品取引所に通知する。

第7章 上場有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示に関する審査等

第1節 上場有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示に関する審査

（開示審査の目的）

第27条 上場有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示に関する審査（以下「開示審査」という。）は、委託金融商品取引所が定めるところにより行われる会社情報の開示の状況を調査し、当該調査の結果に基づき必要な処分その他の措置を講じ、もって会社情報の開示の適正性の確保を

図るとともに、取引所金融商品市場における有価証券の売買等を公正かつ円滑にし、並びに公益及び投資者の保護に資することを目的として行う。

(開示審査の対象)

第28条 当法人は、上場有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示のうち、投資判断上影響が大きいと認められるものその他当法人が必要と認めたものを対象として、次の各号に掲げる項目について開示審査を行うものとする。

- (1) 当該発行者が当該情報を開示した時期と、当該発行者が当該情報についての決定を行った時期又は当該情報についての認識をした時期との関係
- (2) 当該発行者が開示した情報と、当該発行者が提出した臨時報告書その他の法定開示書類において開示された情報との齟齬の状況
- (3) 当該発行者が開示した情報の内容の適正性
- (4) その他当法人が必要があると認めたもの

(開示審査のための資料等の請求)

第29条 当法人は、上場有価証券の発行者に対し、前条の審査のために必要があると認める資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成を求めるものとする。

第2節 上場有価証券の発行者に対する処分その他の措置の内容の決定

(特設注意市場銘柄への指定)

第30条 当法人は、上場有価証券の発行者が、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該発行者の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場有価証券について、委託金融商品取引所が特設注意市場銘柄に指定することが適当である旨を決定する。

- (1) 委託金融商品取引所が定める金融商品等の上場廃止に関する基準（虚偽記載又は不適正意見等に関する基準、上場契約違反等に関する基準、支配株主との取引の健全性の毀損に関する基準、反社会的勢力の関与に関する基準及びその他公益又は投資者保護に関する基準に限る。）に該当するおそれがあると認めた後、当該基準に該当しないと認めた場合
- (2) 委託金融商品取引所が定めるところにより改善報告書を提出した場合（次の a 又は b に掲げる場合に限る。）において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと認めるとき
 - a 委託金融商品取引所が定める会社情報の適時開示等に関する規定に違反したと認める場合
 - b 企業行動に関する行為規範のうち遵守すべき事項として委託金融商品取引所が定める事項（以下「企業行動規範」という。）に関する規定に違反したと認める場合

2 当法人は、前項の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を委託金融商品取引所に通知する。
一部改正〔平成21年8月24日〕

(改善報告書の徴求)

第31条 当法人は、上場有価証券の発行者が、次の各号に掲げる場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、委託金融商品取引所が当該発行者に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることが適当である旨を決定する。

- (1) 委託金融商品取引所が定める会社情報の適時開示等に関する規定に違反したと認める場合
- (2) 企業行動規範に関する規定に違反したと認める場合

2 当法人は、上場有価証券の発行者が、委託金融商品取引所が定めるところにより書類の提出等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、委託金融商品取引所が当該発行者に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることが適当である旨を決定する。

3 当法人は、前2項の規定により提出された報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、委託金融商品取引所が当該発行者に対して、その変更を要請し、当該報告書の再提出を求めることが適当である旨を決定する。

4 当法人は、上場有価証券の発行者が、委託金融商品取引所が定めるところにより第三者割当による募集株式の割当てを行う場合における確約及び書面の提出等を適正に行わなかった場合において改善の必要性が高いと認めるときは、委託金融商品取引所が当該発行者に対して、その経過及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることが適当である旨（当該報告書を公衆の縦覧に供することの可否を含む。）を決定する。

5 当法人は、前各項の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を委託金融商品取引所に通知する。
(開示注意銘柄への指定)

第32条 当法人は、上場有価証券の発行者が、委託金融商品取引所が定めるところにより会社情報の開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合において、当該事実が開示されていないことを周知させる必要があると認めるときは、当該発行者が発行者である上場有価証券の全部又は一部の銘柄について、委託金融商品取引所が開示注意銘柄に指定することが適当である旨を決定する。

2 当法人は、当該発行者により当該事実が開示された場合又は前条第1項に規定する報告書の提出を求めることが適当である旨を決定した場合は、委託金融商品取引所が開示注意銘柄の指定の解除をすることが適当である旨を決定する。

3 当法人は、前2項の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を委託金融商品取引所に通知する。
(公表措置)

第33条 当法人は、上場有価証券の発行者が、次の各号に掲げる場合において、必要と認めるときは、委託金融商品取引所がその旨の公表を行うことが適当である旨を決定する。

(1) 委託金融商品取引所が定める会社情報の適時開示等に関する規定に違反したと認める場合

(2) 企業行動規範に関する規定に違反したと認める場合

2 当法人は、前項の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を委託金融商品取引所に通知する。
一部改正〔平成21年8月24日〕

(上場契約違約金の徴求)

第34条 当法人は、上場有価証券の発行者が、次の各号に掲げる場合において、委託金融商品取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認めるときは、委託金融商品取引所が当該発行者に対して上場契約違約金の支払いを求めることが適当である旨を決定する。

(1) 委託金融商品取引所が定める会社情報の適時開示等に関する規定に違反したと認める場合

(2) 企業行動規範に関する規定に違反したと認める場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、上場有価証券の発行者が、委託金融商品取引所が定める規則に違反したと認める場合

2 当法人は、前項の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を委託金融商品取引所に通知する。
追加〔平成20年7月7日〕、一部改正〔平成21年8月24日〕

第8章 金融商品等の上場廃止等に係る審査

(金融商品等の上場廃止に係る審査)

第35条 当法人は、委託金融商品取引所の市場に上場している金融商品等について、委託金融商品取引所が定める金融商品等の上場廃止に関する基準に該当するかどうかの審査を行う。

2 当法人は、上場有価証券の発行者に対し、前項の審査のために必要があると認める資料の提出又は事情の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成を求めるものとする。

3 当法人は、第1項の審査のために必要と認めて、財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等(当該公認会計士等であった者を含む。)に対して事情説明等を求める場合には、上場有価証券の発行者に対し、これに協力することを求めるものとする。

4 当法人は、第1項の審査の結果を決定した場合には、遅滞なく、その旨を委託金融商品取引所に通知する。

一部改正〔平成20年4月1日、平成20年7月7日、平成21年8月24日〕

(上場有価証券の監理銘柄への指定)

第36条 当法人は、上場有価証券について、委託金融商品取引所が定める上場有価証券の上場廃止に関する基準に該当するおそれがあると認めるときは、委託金融商品取引所が当該上場有価証券を監理銘柄に指定することが適当である旨を決定する。

2 当法人は、前項の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を委託金融商品取引所に通知する。
一部改正〔平成20年7月7日、平成21年8月24日〕

(上場有価証券の指定替えに係る審査)

第37条 当法人は、上場有価証券について、委託金融商品取引所が定める上場有価証券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えに関する基準に該当するかどうかの審査を行う。

2 当法人は、上場有価証券の発行者に対し、前項の審査のために必要があると認める資料の提出又は事情の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成を求めるものとする。

3 当法人は、第 1 項の審査の結果を決定した場合には、遅滞なく、その旨を委託金融商品取引所に通知する。

一部改正〔平成20年7月7日、平成21年8月24日〕

第 9 章 雑則

(公表)

第38条 当法人は、毎年、その業務の実施状況を公表するものとする。

一部改正〔平成20年7月7日、平成21年8月24日〕

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第39条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を行う者とみなしてこの規程を適用する。

一部改正〔平成20年7月7日、平成21年8月24日〕

(改正権限)

第40条 この規程の変更は、理事会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

一部改正〔平成20年7月7日、平成21年8月24日〕

(必要な事項の決定)

第41条 当法人は、この規程に定める事項のほか、委託金融商品取引所から委託を受けて行う自主規制業務の実施に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

一部改正〔平成20年7月7日、平成21年8月24日〕

付 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年7月7日から施行する。

付 則

この改正規定は、当法人が定める日から施行する。

(注) 「当法人が定める日」は平成21年6月1日

付 則

この改正規定は、平成21年8月24日から施行する。